

## 念 書

私が交通事故で被った保険事故について、高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付を受けたときは、高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項の規定によりその給付額の限度において、貴殿が相手方\_\_\_\_\_に対する損害賠償請求権を法律上当然に取得、行使し、かつ賠償金を受領することを理解しましたので、次の事項を遵守することを書面をもって申し立てます。

1. 医療給付額の限度において自動車損害賠償責任保険（共済金）を貴殿が優先して受領されること。
2. 相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴殿にその内容を申し出、承諾を得ること。
3. 相手方に白紙委任状を渡さないこと。
4. 相手方側から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額（評価額）をもなく、かつ遅延なく貴殿に届け出ること。
5. 貴殿が相手方（損害保険会社等）に対し賠償金を請求するにあたり、給付内容、治療内容等の確認及び下記の書類を相手方（損害保険会社等）に提出することに異議がないこと。
  - ・交通事故証明書
  - ・事故状況報告書
  - ・念書
  - ・診療報酬明細書
  - ・その他必要な書類

年 月 日

住所

氏名

Ⓔ

三重県後期高齢者医療広域連合長様

※ 印鑑登録証明書を添付して下さい。